

平成25年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成25年3月14日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成25年3月14日 午後1時05分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

議案第30号 可児市飲料水供給事業の設置等に関する条例及び可児市簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について

協議事項

1. 可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部改正について
2. 可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について
3. 可児市水道料金審議会条例の廃止及び(仮称)可児市上下水道経営審議会条例の新規制定について
4. 「男女共同参画プラン2018」の中間見直しについて

報告事項

1. 可児市体育連盟の公益財団法人移行について
2. 可児市いじめ防止専門委員会通報・相談受付状況について
3. 東濃西部送水幹線(緊急時連絡管)事業の完成について
4. 可児駅東土地地区画整理関連事業に関する土地開発公社とのかかわりについて

5. 出席委員 (7名)

委員長	澤野 伸	副委員長	板津 博之
委員	可児 慶志	委員	富田 牧子
委員	小川 富貴	委員	中村 悟
委員	酒井 正司		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	片桐 厚司	建設部長	山本 富義
水道部長	篠田 幸治	地域振興課長	坪内 豊
人づくり文化課長	纈 纈 新吾	市民課長	高井 広吉
人づくり文化課主幹	小栗 正好	環境課長	高野 志郎
スポーツ振興課長	西田 清美	図書館長	長瀬 治義
国体推進室長	村瀬 雅也	都市計画課長	杉山 修

土木課長 丹羽克爾
用地課長 樋口孝男
上下水道料金課長 可児芳男
下水道課長 村瀬良造

都市整備課長 奥村建示
建築指導課長 三好英隆
水道課長 田中正規

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐橋勇司
議会事務局
書記 村田陽子

議会事務局
議会総務課長 松倉良典
議会事務局
書記 熊澤秀彦

開会 午後 1 時05分

委員長（澤野 伸君） 定刻となりましたので、ただいまから建設市民委員会を開会します。
これより議事に入ります。

まず、議案第30号 可児市飲料水供給事業の設置等に関する条例及び可児市簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

水道部長（篠田幸治君） それでは、私のほうから御説明させていただきます。

資料番号 1 の29ページ、資料番号 6 の 3 ページ最下段の部分です。よろしいでしょうか。

議案第30号の改正趣旨でございますけれども、可児市簡易水道事業及び可児市飲料水供給事業を可児市水道事業へ統合する、4月1日に統合することに伴いまして、可児市飲料水供給事業の設置等に関する条例及び可児市簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例を制定するものです。

施行日は平成25年4月1日としてございます。以上でございます。

委員長（澤野 伸君） これより議案第30号に関する質疑を行います。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

質疑をお願いします。

〔挙手する者なし〕

発言もありませんので、質疑を終了します。

続いて、討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、討論を終了します。

これより議案第30号 可児市飲料水供給事業の設置等に関する条例及び可児市簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第30号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

それでは、お諮りをいたします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めますので、そのようにさせていただきます。

続いて協議事項 1 . 可児市子どものいじめの防止に関する条例の一部改正についてを議題

といたします。

執行部の説明を求めます。

人づくり文化課長（瀧澤新吾君） それでは、よろしくお願いいたします。

資料として、本年2月26日に、政府の教育再生実行会議が安倍首相に提出しましたいじめ問題等への対応について、第1次提言案を配付させていただきました。

3ページをごらんいただけますでしょうか。

この3ページのところに、法律の制定について提言をされておりまして、今後いじめの防止や対策に関する法律が制定をされ、その内容によって本市の子どものいじめの防止に関する条例の改正の必要が出てくると考えております。

早ければ6月議会に条例改正案を上程する可能性がありますので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

委員（富田牧子君） 先ほど、法律が決められたら改正をする部分があるかもしれないということでしたが、具体的にはどこら辺でどういうふうなことが想定されますか。

人づくり文化課長（瀧澤新吾君） この提言書の先ほどの3ページの枠の中をごらんいただきますと、1つ目のところで「いじめの定義を明らかにし」ですとか、3つ目のところで「いじめに向き合っていく体制」、そういったものをこの法律の中で規定をされてくる可能性があります。

本市におきましても、いじめの定義ですとか体制などについて条例上規定しておりますので、法律の内容によって改正が必要かどうか判断してまいりたいと思います。以上です。

委員長（澤野 伸君） 他に御発言は、質疑のほう、よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、続きまして協議事項2、可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市計画課長（杉山 修君） それでは、資料ナンバー3をごらんいただきたいと思います。

可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について、これを6月の定例会への上程を前提として、今回概要を御説明差し上げるものでございまして、概要としましては、可児市の柿田の流通工業団地でございます、裏側に地図がございますので御確認をいただきたいと思います。

東海環状自動車道の可児御嵩インターチェンジの南側ということになっておりますが、この赤の斜線で囲まれたこの区域でございます。25ヘクタールほどございますが、ここを所有している事業者から工業地域への指定と地区計画決定の都市計画提案がございまして、そのうちの地区計画を都市計画決定することに伴って条例改正を行うものでございます。

効果といたしましては、現在この地域に特定用途制限が設けられておりまして、ホテルとかパチンコ店などの建築が規制されておりますけれども、この特定用途制限地域から除外して工業地域を指定するということによって、これで建築可能となる建築物の用途が若干ございますので、これについて地区計画で用途制限を定めて条例で規定するというところで、結果的に工業地域の指定プラス地区計画によって、現行とほぼ同等の規制をかけるということになってまいります。

具体的には、改正内容としまして1. 条例の適用区域に可児柿田流通工業団地地区整備計画区域を加えるということと、2番目に可児柿田流通工業団地地区整備計画区域における建築物の用途制限を定めるということで、この表がございますけど、一番右の欄の建築はしてはならない建築物のところで、一番上に法別表第2(る)項というのがございますけど、これが工業地域において建築できない建物でございますして、その下の(1)から(5)をそこに追加するというものでございまして、これだけをこの地区計画によって建築できなくするというところでございます。

内容的には、主に(2)のマージャン店とかパチンコ店とか、場外車券売場とか、そういうものでございます。

最後に施行日でございますが、平成25年8月1日を予定しております。実はこの条例改正は、最短で4月1日施行ができるように準備を進めてまいりまして、さきの12月定例会でも同じ御説明を差し上げましたけれども、岐阜県との事前協議が長引いた関係で、6月定例会に上程ということで今回改めてお願いをしたいと思います。

6月定例会だけ8月1日施行予定といえますのは、実はこれも県の都市計画審議会に用途白地の面積が減少するという決定を7月の議会最終日に行われるということで、それが終わった後の最短の月初めということで、8月1日に施行日をあわせていくということでお願いしたいと思います。

委員長(澤野 伸君) ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方。

委員(小川富貴君) 本当に基本的なことを聞いて申しわけないんですけど、私はあそこはもう最初から工業地域としての埋め立てが行われたと理解しておりましたんですが、特定用途制限地域というものになっていたと初めて聞いたんですけど、そもそもこの特定用途制限地域というのを概略説明していただけませんか。

都市計画課長(杉山 修君) これの都市計画の中の地区計画の一つでありまして、今現在は、ちょっと裏面をござんいただきますと、この可児御嵩インターチェンジからずっとこの青のラインでぐっと囲ってございますけど、ここが特定用途の地域でございますして、今回の場所もそこに含まれているということでございます。ここにつきましてはインターチェンジに近いということで、乱開発がされないように、例えばホテルであるとかパチンコ店、そういったものが建たないような用途を制限する地区であるという地区計画を打ってあるという

位置づけになっております。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

他に質疑のほうは。

副委員長（板津博之君） もちろんこれで企業誘致のほうもまた計画をされていかれると思いますが、せっかく市民部長がおられるので、差し支えのないところで、現状、そういった企業というのがあるのかどうかというのを。

市民部長（片桐厚司君） 企業誘致は市民部で実は所管しておりませんので、お答えすることはできません。申しわけございません。

副委員長（板津博之君） 失礼いたしました。結構です。

委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

〔挙手する者なし〕

それでは、続きまして協議事項3．可児市水道料金審議会条例の廃止及び（仮称）可児市上下水道経営審議会条例の新規制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

上下水道料金課長（可児芳男君） それでは、よろしく申し上げます。

資料番号ナンバー4をお開きください。

（仮称）可児市上下水道経営審議会の設置についてということで、水道事業、下水道事業の健全な経営を図っていくということで、市長の諮問に応ずる附随機関ということで、仮称でございますが、可児市上下水道経営審議会を設置したいということで上げさせていただきました。

このため、6月議会におきまして、現行の水道料金審議会条例を廃止して、新たに（仮称）可児市上下水道経営審議会条例を制定するというところで上程させていただく予定であります。

目的と制定理由でございますが、経営の健全化と効率化を推進し、経営基盤を強化していくということで、水道事業及び下水道事業の安定した経営を実現していくため、経営全般に関する重要な事項について調査・審議する（仮称）可児市上下水道経営審議会を設置するというところで上げてございます。

条例案については、現在検討中でございます。以上でございます。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方、よろしいですか。

委員（可児慶志君） 目的と制定理由の中で、今書いてある健全化と効率化を推進するまではいいんだけど、経営基盤を強化するというのは、経営審議会では、今まででは余り審議会では余りわからなかったが、経営審議会になると、どういう形で経営基盤を強化していくという形になっていくのか。どんなイメージを持っていますか。

上下水道料金課長（可児芳男君） 上水道、下水道も含めてでございますが、基本的には地

方公共団体の財政の健全化に関する法律のほうでいきますと公営企業というような位置づけがございまして。ただ、法的には下水道のほうは任意規定の形にはなっておりますが、そういった中で、上水道につきましても、基本的に、構造的に私どもの経営基盤に影響するようところが持っているところもございまして、下水道につきましても、建設から維持管理の時代に入ってきて、いよいよきちっと、これまでもきちっとやってきたわけですが、そういった確固たる経営の基盤をつくって健全な経営を示していくというような視点で、経営基盤を強化して経営の安定を図ると。そうした上で安定した上水道、下水道の事業を運営していくようなところで経営基盤の強化ということで上げさせていただいたというところがございます。以上でございます。

委員（小川富貴君） つまり、経営基盤の強化というのは、リスク管理をしっかりとするという意味で捉えたらよろしいんでしょうかね。

上下水道料金課長（可児芳男君） リスク管理というのはどういう面に対するリスク管理ということでよろしいでしょうか。要は健全経営をしていくということでございますけど。以上です。

委員（酒井正司君） この目的と制定理由を見たときに、今までやってなかったのという非常に大きな疑問を感じるんですが、具体的に何を新規に目的としてこういうものをつくるのか、今までと違う部分だけ簡潔にちょっと教えてください。

水道部長（篠田幸治君） 今までは、こういった経営というか事業の中身について、やはり水道部、下水道課とか水道課の中でいろいろ考えてつくってきておるわけですが、そういったものをやっぱりこういった審議会の中で出させていただいて、いろんな意見をいただいて議論していただく。それをもって今後の事業をまた考えていくというようなことで、今まで水道料金審議会というのがございましたが、これは料金を改定するときのみ開催されておりましたので、そういったものではなくて、常時経営の内容をこちらから提示して、御意見をいただいて以後の経営に資していくと、そういう目的が大きいというふうに思っております。

委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

〔挙手する者なし〕

ありがとうございます。続きまして協議事項４、「男女共同参画プラン2018」の中間見直しについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

人づくり文化課長（瀧新吾君） 資料はございませんが、男女共同参画推進審議会への諮問ということで御報告します。

男女共同参画プラン2018につきましては、平成21年度から平成30年度までの10年間を期間としている計画でございますが、本年4月、また5月に開催を予定している男女共同参画推進審議会へ計画の見直しについて諮問をする予定でございます。見直しを行う場合には、平成26年3月を予定しております。以上です。

委員長（澤野 伸君） これより質疑を行います。

質疑のある方。

委員（小川富貴君） 3月から見直しですか。見直し内容としては具体的に何を見直されようとしていらっしゃるのでしょうか。

人づくり文化課長（瀨織新吾君） 平成25年度に見直しを行いまして、来年の3月に見直しをすればその見直し案を決定して、平成26年度からは後半の計画というような考え方でおります。

委員（小川富貴君） これは私、一般質問でもやらせていただいたんですけど、要するに少し年度がずれているんですね。国が言っているのは2020年30%というのを上げているんですね。実際に閣僚もどんとふやされましたよね。

可児市の場合は2020年の2年前の2018年ですか、2018年度をとりあえずの目標としているんですけど、2年違うだけで目標数値がかなり違うということも先回指摘させていただいたところですけども、見直しの中で、この2018年に向けての10%というのを最低でも15%から20%に持っていかなければいけないと思うんですけど、そういった見直しについてはどうなんでしょうか。

人づくり文化課長（瀨織新吾君） 目標数値の見直しについても、この審議会の中で諮っていきます。

委員長（澤野 伸君） 他に御発言は、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

続いて、報告事項に移らせていただきます。

その前に、お手元にお配りをさせていただきました表題につきまして、ちょっと誤植がありましたので訂正をさせていただきます。

報告事項1のところでございますが、「可児市体育連盟の一般財団法人移行について」と書いてありますが、「公益財団法人」の誤りでございますので訂正をさせていただきます。

それでは、報告事項1．可児市体育連盟の公益財団法人移行についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

市民部長（片桐厚司君） 財団法人可児市体育連盟でございますが、公益法人制度改革によりまして手続をしてまいりましたが、ことしの4月1日より公益財団法人可児市体育連盟に移行することができることになりましたので、御報告だけさせていただきます。以上です。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

続きまして、報告事項2．可児市いじめ防止専門委員会通報・相談受付状況についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

人づくり文化課長（瀨織新吾君） 資料5をお願いいたします。

昨年の5月から本年2月までの通報や相談を受け付けた状況についての御報告でございます。

全体で24件のいじめの報告を受けておりますが、条例が施行された昨年の10月以降では16件でございます。

各月の受け付け件数は、表の上に括弧の中に表示されたとおりでございます。

この相談や通報のある経路としましては、やはり保護者、父親と母親がありますけれども、保護者からが一番多くて全体の約46%、その次に福祉事務所4件となっておりますが約17%、次いで学校、教育委員会が合わせて3件で12.5%という状況です。

その下の表で、いじめの内容ですけれども、一番多いのはぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりとする暴力でございますが11件で全体の約46%、次いで悪口を言われたりするものが7件で29%、次がネットいじめ、ネット上で悪口を書かれたりするということですが3件で12.5%という状況です。

学年を見ますと、中学生については9件で約38%、次いで小学校の高学年、4年生から6年生までですが7件で29%、その次が小学校低学年で5件と、21%というような状況になっております。以上でございます。

委員長（澤野 伸君） これより質疑を行います。

委員（富田牧子君） 済みません、福祉事務所からの通報というのが4件というか、あったんですけど、ちょっとその経緯というか、親とか学校とかいうのはわかるんですけど、これはどのような経過でそのように、そこから来るんでしょうか。

人づくり文化課長（瀧瀬新吾君） こども課が所管しております家庭児童相談の関係で来たものや、児童クラブに関するものが上がってきています。以上です。

委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

副委員長（板津博之君） 3月1日からフリーダイヤルのほうを開設されまして、フリーダイヤルのほうに来た問い合わせは何件でしょうか、現在までに。

人づくり文化課長（瀧瀬新吾君） 電話での相談は3月に入って1件ございます。あと3月はもう1件、これはメールで入ったものがありますけれど、3月については今のところ2件でございます。

あと、これまで相談をしてきていた子供さんからの継続的な相談についても、フリーダイヤルを使って行われているような状況がございます。以上です。

委員（小川富貴君） 今後もやはり定期的にこういうものをを出していただけるということが前提でお話をさせていただきたいんですけど、これ、タイトルが可児市いじめ防止専門委員会通報・相談受付についてで、要するに状況の数値が載せてあるわけですけど、それで下のところに例ということで出してあるんですけど、口頭で説明されたことプラス、その専門委員がこれを見て感じられたレビューを少しこういうものに記載していただくということを今後お願いしたいというふうに思います。

人づくり文化課長（瀧瀬新吾君） この通報や相談の受け付け状況について、専門委員会の

委員のコメント的なものというか、評価的なものを載せろという意味でしょうか。

委員（小川富貴君） そうです。簡単で結構です。

人づくり文化課長（瀧新吾君） 委員会に諮りたいと思います。

委員長（澤野 伸君） 他に御発言は。

〔挙手する者なし〕

続きまして報告事項 3 . 東濃西部送水幹線（緊急時連絡管）事業の完成についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

水道課長（田中正規君） それでは、御説明させていただきます。

県の東部広域水道事務所が行っております東濃西部送水管幹線（緊急時連絡管）事業の完成について御報告いたします。

資料ナンバー 6 をごらんいただきたいと思います。

1 番目の事業概要でございますけれども、東部広域水道事務所は、可児市も含めまして可茂地域の 2 市 4 町と、東濃地域の 5 市へ水道水を供給しておりますけれども、平常時はもとより、緊急時でも安定的に供給するため、東濃地域と可茂地域の間で水道水を相互に融通できる連絡管整備事業を平成15年度から行ってまいりまして、今年度完了いたします。

1 枚めくっていただきまして、右側の 3 ページの概要図をごらんいただけますでしょうか。

A 3 サイズのものでございますけれども、図面左側のベージュ色の部分が可茂地域の受水市町でありまして、図面右下の凡例にございますように、茶色の線が可茂地域の送水管路をあらわしております。

水道水は飛騨川の岩屋ダムを水源といたしまして、図面中央上の白川取水口と図面左中央の川合取水口で取水された後に、それぞれ山之上浄水場と川合浄水場へ送られて、浄化されて可茂地域の受水市町へ給水されています。

また、図面中央から右側のグレー色の部分でございますけれども、これが東濃地域の受水市町でありまして、えんじ色の線が東濃地域の送水管路をあらわしております。

木曾川の牧尾ダム、阿木川ダム、味噌川ダムを水源といたしまして、図面右側上の落合取水場から中津川浄水場へ送られて浄化された後に、東濃地域の受水市町へ送水されております。

この 2 つの地域の送水管路を結ぶのが、図面左側に赤い太線で表示されますけれども、東濃西部送水幹線でございます。可児市の川合浄水場と土岐市の肥田調整池の間の 30.2 キロの区間を口径 600 ミリの管路でつないでございます。区間内には増圧ポンプ場 2 カ所と調整・配水池が 1 カ所建設されておりまして、総事業費は約 98 億円でございます。

新設の調整・配水池は、送水幹線の間地点付近であります多治見市小名田小滝苑地内に建設されておりまして、可児市と多治見市への給水に伴う配水容量や機能をあわせ持っております。

通常時は、可茂地域と東濃地域から、水がそれぞれこの調整・配水池に送られまして、こ

こから可児市の桜ヶ丘配水池や多治見市の旭ヶ丘配水池などに給水されます。

資料2ページのほうの運用イメージ図をごらんください。

A4のものでございますけれども、上から通常時、その下が可茂地域側でトラブルが発生した場合、その下が東濃地域側でトラブルが発生した場合の3つのイメージ図になっております。通常時は先ほど申し上げましたように、可茂地域と東濃地域から送られてくる、合わせて1日当たり最大2万1,000立米の水を桜ヶ丘配水池や旭ヶ丘配水池などに給水します。

また、可茂地域でトラブルが発生した場合には、東濃地域から1日当たり2万4,000立米の水が送られてきまして、その一部が桜ヶ丘配水池に給水されるとともに、川合浄水場に送水されて、可児市内の桜ヶ丘配水池以外や可茂地域の受水市町へ給水されます。

東濃地域でトラブルが発生しました場合には、反対に可茂地域から2万4,000立米の水が送られまして、旭ヶ丘配水池と東濃地域の受水市町に給水されます。

資料の1ページ目へ戻っていただけますでしょうか。

事業の効果でございますけれども、桜ヶ丘配水池への給水の大部分を新設配水池から自然流下方式で賄うことができるため、通常時を含めまして給水の安定化や経費の低減が見込まれます。また、山之上浄水場や中津川浄水場が停止するなど、緊急時には可茂地域でほぼ通常の生活ができる1日当たり1人250リットルの水を確保できますし、東濃地域では日常生活に最低限必要な1人100リットルの水を確保することができます。

今後は、3月28日に県の通水式典が行われますけれども、可児市と多治見市の受水関連施設の整備など受水体制を整えた後に、5月から供用開始を考えております。以上でございます。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

委員（小川富貴君） とっても単純なことをお尋ねするわけですが、桜ヶ丘のほうに多治見のほうから通常で2万1,000立米来るということは、この桜ヶ丘の水は多治見のほうから買うことになるんですか。

水道課長（田中正規君） お答えします。

川合浄水場から可児市分として最大6,000立米で、多治見市分として最大8,000立米で、東濃地域から7,000立米の水が来て合わさってということですので、可児市の水は基本的に、色はついておりませんが、川合浄水場から桜ヶ丘配水池に送られるというふうに考えていただいて結構だと思います。以上です。

委員長（澤野 伸君） 他に御発言は、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

委員の皆さんに御報告をさせていただきます。

午前中に行われました予算決算委員会の中で、1件、建設市民委員会で協議をしてほしいということで受けさせていただいたものがございます。今、お手元にちょっと資料をお配りさせていただきます。しばらくお待ちください。

休憩あけからちょっとやりますけれども、建設市民委員会所管分の予算案で、資料番号3の74ページ、可児駅東土地区画整理関連事業において、予算の執行とは外していただいて、土地開発公社と市のかかわりについて少しお聞きしたいという部分でありましたので、その部分について報告を受けたいと思いますので、よろしくお願いたします。

ここで暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午後1時37分

再開 午後1時39分

委員長（澤野 伸君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

報告事項を追加させていただきます。

可児駅東土地区画整理関連事業に関して、土地開発公社と可児市のかかわりについて御報告を受けたいと思いますので、担当課のほうから報告をお願いいたします。

都市整備課長（奥村建示君） お手元の資料をお配りしましたので、ちょっと表題がついておりませんが、午前中に質問があった案件、3件の土地の買い取りにつきまして時系列にまとめたものでございます。一応御説明申し上げます。

一番左側に年度、順次、月日、それから事案、関係土地、面積、金額というふうになっておりまして、最初に平成6年に下恵土5063の1番地という土地を可児市から可児市土地開発公社のほうへ代行買収をお願いしたいということで、契約をいたしました。

次に、平成8年12月9日に同じく下恵土5062の1番地、面積が405平米ですが、これもお願いをいたしました。平成9年3月12日に下恵土1349の40番地、面積280平米をお願いいたしました。それで、この後に土地開発公社によって買収が調って完了しております。

それからたちまして、平成22年7月6日に、区画整理事業で整備がほぼ終わってききましたので、その土地の買い取り希望を周辺の地権者の方へ意向を聞きました。その中で、先ほどの答弁でもありましたが、1名の方から買いたいという御希望がありました。

その後、平成22年8月31日に市が売り渡す土地の不動産鑑定をとりました。平成23年3月18日に仮換地変更を行いました。この仮換地変更は、売り渡す土地につきまして精査いたしましたところ、換地終了後にその土地において精算が発生すると。要はお金をまたもらわなければならない、土地を取得した人からまた追加の料金が、これは区画整理事業の関係です。出るような状況でございましたので、そういうことがないように、精算が生じないようにということで、今回土地開発公社から買い戻します、平成6年、平成8年、平成9年に買いました土地を新たに張りつけをし直したという行為をここでしております。

この土地につきましては、一番最初の上の3筆ございますが、これが全部で980平米でございます。その980平米のうち、4街区の4と10へ合わせて776平米、あとその残りを14街区の13の2というところと24の2というところへ190平米、それから18街区の2へ14平米、合わせてこれも980平米になると思いますが、割り振りをしたということでございます。

その後、平成23年3月23日に買い取り希望者と売買契約を結びました。これは仮換地後の

土地になっておりますので、契約面積は667.03平米でございます。

契約後、3月31日に入金がございました。

それで、あと1年ぐらいたちまして、平成23年3月に売り渡した土地が土地開発公社の所有であったということが判明いたしました。そこで、1年後になりますが、今年3月の議会へ新年度予算として1億3,384万1,000円の予算計上をさせていただいたという状況でございます。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

午前中の予算決算委員会に出てきました土地購入費についての時系列を追って、土地開発公社とのやりとりの経過を資料の提出のお願いをしまして、今回こういった形で説明を受けさせていただきました。

それでは、これに関して質疑のある方。

委員（小川富貴君） おおよそ今地価が値下がりしていて、この地域、坪単価で私お聞きしたときに坪20万円くらいになっていると。それで不成立だったっていうのがあったときに40万円ぐらいの要求があるんだけれども、可児市としては今20万円ぐらい、要するに調査士が調査した金額がこのくらいだからという御説明があって、あ、なるほどなというふうに思ったわけですけど、この1億3,300万円を単純に割ったときというのは、おおよそどのくらいなんだろうね。同じくらいですかしらね、20万円くらいなんだろうかね。

一番お尋ねしたいのは、これは個人の秘密やら何やらとは全く関係ないと思うんですけど、平成6年、平成8年、平成9年に取得した金額というのは幾らなんだろうかね、この3筆の。

都市整備課長（奥村建示君） 前回の予算決算委員会でもお答えしましたが、1億3,384万1,000円の中には、一番上に書いてある3筆を買った金額と土地開発公社が持っていた間についた金利と諸費用が入っております。それも含めた金額でございますが、一応、1平方メートル当たり、割り込みをしますと13万6,500円ほどになります。

あと、この平成6年、平成8年、平成9年に買いました金額につきましても、個人情報ということで控えさせていただきたいと思います。

委員（小川富貴君） 市が出費した総額をお聞きしていて、個々をお聞きしているわけじゃないですから個人情報には当たらないと、まさしく当たらないと思いますし、この13万6,500円はこれ平米ですね。

都市整備課長（奥村建示君） 1平方メートル当たりです。

委員（小川富貴君） 1個目の質問を。

委員長（澤野 伸君） その前の部分の回答をお願いいたします。

都市整備課長（奥村建示君） 個人情報の件でございますでしょうか。

委員（小川富貴君） 個人情報じゃない点です。3つまとめてですから。

都市整備課長（奥村建示君） まとめてにつきましても、午前中の建設部長のほうからも同様の発言をさせていただいたと思います。

委員長（澤野 伸君） これ、見解がちょっといろいろ多分分れるところなんですけど、今、

執行中の部分において金額が明示できないということも一つの見方としてあろうかと思いますが、情報開示の部分で、ちょっと見解がここで議論すると分れてきますので、執行部側は今個人情報という意味合いで情報開示ができないということになります。これ、係争する場合は情報開示請求をかけてやっていくか、その見解を求めるかという方法もありますけれども、いかがいたしましょうか。

今、執行部側の見解としては、個人情報ということで報告できないということでありませけれども。

はい、済みません。よろしいですかね。

委員（可児慶志君） そのことじゃない、ちょっと間接的になんだけど、こういうその部長は始末しましたという所在ありましたけど、委員会で話がここまで突き詰めていったら、結果的そうだったんで申しわけないという話をされたけれども、何もなかったら何も言わなかったわけやね。ごめんなさいとも言うつもりもなかったわけやね。そこんところがまず僕はすごい問題なんやね。1年間、ちょっと不始末が発覚してから不始末しておりましたという話を、議会に誰にも話をしないで、問題にならなかつたらすんなりと目をつぶってくれという姿勢が、僕すごく不信感を感じるんやわ。その辺は、まずもとへ戻ってどう考えますか。

建設部長（山本富義君） 新年度予算の説明の中で、今から思えば、あえてこちらからこういった事例であるということを確認に言うべきだったろうなと、今から思えば思いますが、済みません、申しわけございませんが、そのときとしては、あえて言うことではないということで公表いたしませんでした。委員のおっしゃられる一面は持っていたことは間違いございません。以上です。

委員（可児慶志君） そういう面があるんで、余計に価格等の問題等にまで突っ込まれていくことにもなりかねないわけやね。だから、特に不正をしていないということであるならば、やっぱりそこら辺はきちっとわかりやすい説明をしてもらわないといけないとまず思います。

この場でどうしても説明しにくいと言うことであるならば、例えば秘密会で話をされるのか、そういうことはあるのかどうか。やっぱり何もこう、何もというか、なかなか議員のほうで納得できない話のまま、はい、ここで閉めましょうというのは、ここまできると閉めにくいんだけど、何らかの方法を考えてもらわないと、個人情報だからで、はい終わりというような簡単に納得できるような話じゃない。ただ、その前に、要するに不信感が一つあるから余計にそういうことになっていくということなんだけど、その辺をどういうふうに処理をするのか、説明をするのか、その対策は何もなしでここへ来ているのか。

委員（小川富貴君） その個人情報というのは、これを取得した人ないしは人たちに諮って、個人情報を守ってほしいというものがあるのか、そこはどうなんですか。裏をとって個人情報だから守秘を通してほしいということをお聞きになっていらっしゃるのか、どうなのか。

建設部長（山本富義君） まず、今回のことにつきまして、この各個人の平成6年、平成8年、平成9年に売られた方、それから平成23年に買われた方に対して、一切確認はとってお

りません。また、今回のこの事案については個人の財産に関することであるから、市のほうの判断として、個人情報に当たるといふことで判断して開示できないという説明をさせていただいております。

委員（小川富貴君） 非常に平易な、要するに信頼関係みたいなものをつくるときに、確認をして、それでよしということなら議会にこのことを、税金で投入して行うことですから、議会に提示したいのですけれども、これ提示してよろしいですかというふうに関心にお聞きになるということとは可能ですか。

建設部長（山本富義君） 方法としては、それは果たしてすべきかどうか、オーケーと言われたらそれを出してもいいかということも、ちょっと今、私からすぐは答えられませんが、最終的に今可児委員がおっしゃられた売却した価格がわからないからということでしょうかね。わだかまりという表現をされたんですけど、今、うちとしては土地開発公社から買い戻しのお話をさせていただいて、先ほども川上議員のほうから質疑の中でありましたが、この売却については平成23年に済んでおりますので、その資料を出すことについては必然的にわかることなんですけど、ですからそのことについては、私は、もう済んだことですので、そのことについての開示については、また個人情報とは違う格好で果たしてできるかどうかという、調べるだけなんですけど、その方向からもまた検討はしていこうと思っておりますが、ただ、今回提案させていただいたものについては、その平成23年のものについての説明はもう必要ないと私は考えていますが、何を説明すればわだかまりが、僕はないように思うんですけど。

委員（可児慶志君） 原因は、結局1年前に発覚して今ごろ報告されているところに一番原因があって、議会からすると執行部にそれを黙っていてすんなり通そうとしているというような、姿勢を感じると。それを黙っているのは何か別に裏があるんじゃないかという猜疑心が働いて、価格的には何か問題がそこに隠されているんじゃないかと。そういうような理屈になっていっているわけね、流れとすれば。

それを個人情報だから言えないという話になると、余計にやっぱり臭いぞという話として、今しきりと前の予算決算委員会の中からもそういう話で継続してきているわけやね。それを、じゃあ、今うちの部には全然落ち度はない、執行部でやっていることに問題はないから、個人情報だから明らかにできないということだけで、じゃあ納得してほしいという話では、なかなか議会側としては、すんなりと、はいわかりましたとはなかなか言いにくいところがあるよということを行っているわけ。

何のために、じゃあ1年間も黙っていたのということ。うっかりしてましたという話ではちょっとおかしくないかというね。

建設部長（山本富義君） まず、1年黙っていたというか、最終的に今予算化をしたということで、それについては去年の3月にわかって今回ということでございますので、何も間違っていて、事務処理がまずかって、その処理がおくれたことについてはあれですが、わかってからの処置については何もおくれたいはないと私は考えております。

委員長（澤野 伸君） 一つよろしいですか。

この予算執行に関してまでの平成24年3月からの部分のことだけを言っておるわけではないですね。登記が判明したところからの期間、なぜその判明がおくれた、もっと前にこの予算執行というのはできたんではないかという部分のお尋ねだと思うんですけども、この事業自体をもっと前にやっておくことができたはずではないんでしょうか。

建設部長（山本富義君） 今回の1億3,300万円のこれにつきましては、このあれでいけば平成23年の3月に売り払いをしておりますので、当然買い取り意向聴取をして不動産鑑定、いわゆる売るための手続をした段階、このあたりには間違いなく土地開発公社からの買い取り、ですからそれからすると平成22年度の当初予算に、この土地開発公社からの買い取りを予算化すべきであったろうかと、そのように考えております。

委員長（澤野 伸君） それができなかった理由がありましたね、御報告ができなかった理由が。当委員会からとしてはその部分、土地開発公社とのやりとりの中でのおくれた原因の報告は予算決算委員会でありましたけれども、我々の委員会としてはその対応策、今後の対応策についても、具体的に委員会としても執行部の皆さんに対応策についての御報告も後々受けたいなというふうに思っておりますので、それはまた今後のことで結構ですけども、お願いしたいなというのがありますので、今回こういうふうに取り上げさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その中でもう一度、今あったような話をちょっと検討していただけますでしょうか。そのいわゆる情報開示の部分ですね。その間でちょっと検討してください。個人情報の部分なのか、それとも平成23年で執行を終えていますので、報告が可能なものなのかという部分ですね。少し対応策を発表する期間の間に、ちょっと考えていただければと思ひます。

その間に我々委員のほうも質疑がありましたら、私のほうにもう一度出していただいて、執行部のほうに回答を私のほうからお願いをするような格好にいたしますので、今回はちょっと午前中にあった部分に対してすぐこういう形でやりましたので、時間的な部分の制約もありましたので、この程度にしたいと思ひますけれども、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

可児委員もよろしいですか。

ちょっと指示した部分、御指示申し上げた部分については、そういう形で報告をお待ちしておりますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思ひます。

他に、そのほかの部分で、もしありましたらここで受けたいと思ひますが、よろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

私のほうから1点だけ、ちょっと皆様に確認事項としてちょっとお願ひしたいんですけども、ちょっと執行部の皆さんにも少しかかわりがある案件なので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

前回の委員会の中で、空き家条例について委員の皆さんとも協議をさせていただきました。

それで、タイムスケジュール等々も私のほうから提案をさせていただきましたけれども、今回予算決算委員会も含めまして、今議会に次年度の新規事業といたしまして、空き家・空き地活用促進事業といたしまして、団地再生ということで都市計画課のほうからこういった詳細な資料も出てきまして、次年度そういった取り組みをしていくという報告案が出ておりましたけれども、当委員会がその前にちょっと条例を打ち出したらどうかという部分で協議を進めてきておったんですが、こちらの事業がちょっと次年度に出てくるとなると、それに合わせた段階での進め方もしていかなきゃいかんかなというところがありまして、当初は6月議会にその条例案を委員の発委のほうで提案したらどうかということで進めようと思っておったんですけれども、こういった事業が執行部のほうから出てきたということの中で、ちょっとお聞きしたいのが、執行部のほうでも、空き家条例的な制定に向けた検討に入ったのかどうかだけ、ちょっとお答えできる範囲で結構ですけれども、教えていただきたいと思うんですが、よろしくをお願いします。

都市計画課長（杉山 修君） 団地再生事業としまして、今いろいろ調査検討しているわけでございますけど、この平成25年度から開始をいたします空き家・空き地バンクというのはその一つの入り口と考えております。当然、今おっしゃった空き家管理条例についても視野に入れながら検討を進めております。

ただ、この空き家・空き地バンクを最初にいたしましたのは、まず、実は平成24年度に名城大学と共同で自治会の方々に御協力いただいて、まずはこの空き家・空き地の実態把握をさせていただきました。自治会長からもいろいろ御意見をいただきまして、その中で、じゃあ、どう空き家を活用するかという方策の一つとして、この空き家・空き地バンクによって住みかえ呼び込みを行うということを今考え始めたところです。

段階といたしましては、そういうことをやりながら、結局それによって古い家に若い人が住んでいただければ、そういうその空き家管理条例自体の必要性が薄れてくるということもございまして、不動産事業者の方々にも御協力いただきますので、その中で、例えば本当に危機的な家屋なんかは、バンクに登録していただいた場合はもう取り壊して売るといような形のアドバイスをさせていただくとか、そういうようなこともお願いをしていきたいと思っております。要はこの空き家・空き地バンクをつくることによって、もうそういう家屋をなくしていこうということで今考えております。

ただ、これからやっぱり自治会長にもお話をお聞きしますと、随分この空き家の予備軍の方は大変たくさんいらっしゃるって、そういう方が最近急増しているというお話なので、またそういう家屋がどんどんふえてくるという状況がございましたら、バンクの状況も見ながら、我々としてもこの空き家の適正管理ということは、民法上の相隣関係の中だけじゃなくて、どうしても、例えば市道に倒れてくるとか、そうすると市道管理者としての責任なんかもございまして、そういうことも含めながら、その次の段階として考えていければなあというふうな今のところは考えております。

委員長（澤野 伸君） ありがとうございます。

委員の皆さんの御意見をちょっと伺いたいと思うんですが、いかがですか。

委員（酒井正司君） 私、一般質問でも取り上げましたし、これは地域の声として代弁したという気もしております。今、またこれの一環としてそういう活用の策をお考えいただいているということで非常にありがたいなあと思います。

ただ、じゃあ、条例をつくるということとバッティングするかというと、これはむしろ相乗効果が出るんじゃないかなあという気しておりますんで、全く同じ目的に向かって進むわけですから、条例をつくる、あるいはまた空き家を活用するという行政の積極姿勢も織り込みながら、ぜひとも前向きな条例ができればなと、そんなふうに思いますけれども。

委員（富田牧子君） この前のときに、私たちがやっぱり実態を知らなきゃいけないという話をしましたよね。実態把握ができてないのにその条例に向かっていくというのは問題であろうから、今後実態把握をする、視察をする、いろいろやりながら条例をつくったらという話の方向だったとは思うんですけど、行政がそれを始めた以上、私はそのこちらが先行してつくってそごを来してもいけないんじゃないかっていうふうに思うし、実態把握は我々のほうでできてないわけですから、そこはお任せして、この委員会でというのはちょっと断念したほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけど。

委員長（澤野 伸君） ほかに御意見、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

この件に関しては、ちょっと執行部の皆さんいらっしゃるので、一旦閉じて、後、もう一度ちょっと協議会ということで、委員だけで少し方向性だけ協議したいと思いますので、後ほどということでお願います。

〔挙手する者あり〕

別件で、はいどうぞ。

委員（小川富貴君） 市民部長にお尋ねしますが、工場誘致で5,000万円ほどカヤバのほうに出ているという御説明を先回伺いましたんですけど。

委員長（澤野 伸君） ちょっと所管外、済みません、所管外ですので。

よろしいでしょうか。失礼をいたしました。

それでは、協議題のほうは全て終了いたしました。委員にお尋ねいたしますけど、そのほか等々もよろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ありがとうございます。

発言もないようですので、これで建設市民委員会を終了させていただきます。

閉会 午後2時10分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年 3 月14日

可児市建設市民委員会委員長